

特別行政相談活動における福岡県 行政書士会との連携強化 (ご提案)

令和7年5月27日
九州管区行政評価局



能登半島地震時の対応を踏まえた特別行政相談活動に係る規定

防災基本計画(令和6年6月28日中央防災会議決定)

第2編 各災害に共通する対策編 第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○国(総務省)は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

総務省防災業務計画に規定を新設するとともに、特別行政相談活動の指針において、地方公共団体、関係団体(行政書士会を含む)との連携を強化する旨規定 → 各管区局において所要の対応

総務省防災業務計画(令和6年12月11日一部改正(総務省訓令))

災害時における特別行政相談活動

行政評価局等は、災害が発生した場合には、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第14号に規定する苦情の申出に対する解決機能を生かして、被災者等の困りごとを解決に結び付けるため、地方公共団体等と連携して、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所の開設を現地の情勢を踏まえながら速やかに実施する特別行政相談活動を展開するものとする。

また、特別行政相談活動を円滑に行うため、災害規模に応じて職員の派遣体制の整備を行うものとする。

特別行政相談活動の指針(最終改正 令和7年3月7日総評相第26号行政評価局長決定)

(2) 地方公共団体等との連携強化

局所は、災害が発生した場合、特別行政相談活動に協力を求めることとなる国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、関係団体及び行政相談委員に、あらゆる機会をとらえて特別行政相談活動への協力を要請しておくこと。

また、局所は、被災者に対して各種支援情報をより迅速かつ正確に提供できるよう、被災者に対する各種支援措置の概要と問い合わせ窓口についてのガイドブックの掲載内容をあらかじめ標準化したひな形を準備すること。

さらに、当該ひな形については、災害発生時に速やかに発行できるよう、掲載内容について平時から地方公共団体等と連携し、随時情報を更新しておくこと。

なお、局所は、作成したガイドブックが災害発生後の地方公共団体等の業務負担を軽減する一助となるよう、ガイドブックを国・地方公共団体共通の被災者への情報発信ツールの基盤として位置付けるよう働きかけるなどの活動を積極的に行うこと。

福岡県内における特別行政相談活動に係る地方公共団体との連携強化

■ 県地域防災計画への特別行政相談活動の位置づけに向けた働きかけを実施

令和6年度に福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県、令和7年度に長崎県の地域防災計画担当課に働きかけを行い、県地域防災計画への特別行政相談活動の記載が進められている（宮崎県及び鹿児島県は計画に反映・公表済み）。

■ 福岡県に対しては、以下の2点をお願いし、現在最終調整中

- ① 県の防災/危機管理部門との平時からの連携強化（県が実施する防災関係会議や防災訓練への九州管区行政評価局の参画等）
- ② 防災基本計画への特別行政相談活動の記載を受けて、福岡県地域防災計画への記載



■ 福岡県内の市町村、消防本部の防災関係課長を対象とする会議において、以下の点について協力を依頼（R7.5.21）

1 平時における当局との協力関係の構築

①当局との連絡担当窓口の開設、②関係部局への特別行政相談活動の周知、③被災者支援情報集（ガイドブック）に係る意見聴取

2 災害時に協力をお願いする事項

①被災者支援情報集（ガイドブック）の活用、②避難所の訪問に係る協議、③特別行政相談所の開設への協力、④当局が受け付けた被災者からの相談に対する協力

※ 上記の動きについては、九州内の他県でも展開（長崎センターは、長崎県に対し、県内の市町防災担当者対象の会議において、特別相談活動の説明、協力依頼が行えないかどうか検討を依頼中）

特別行政相談活動に係る他管区局における士業団体との連携の動向

【中部管区行政評価局】

能登半島地震時には、自治体・行政相談委員、行政書士等がワンストップで対応する「特別行政相談所」を開設し、被災者の相談に対応（罹災証明、住宅修理、公費解体等住宅に関する相談が多数）した経験を踏まえ、愛知県行政書士会との間で以下の取組を実施

- 行政書士会との間で、以下の事項を確認
 - ・地震等の大規模災害が発生した際、協力して相談所を開設すること
 - ・今後、定期的に意見交換を行い平時の相談所開設においても合同開催などの連携を強化すること
- 愛知県下の行政書士に、行政相談制度及び行政相談委員制度について周知
 - ①愛知県行政書士会報「愛知」に行政相談制度等の説明とともに、能登半島地震における特別行政相談活動について掲載（令和7年5月号に掲載予定）
※会員約3,400名のほか、官公庁や図書館などの関係団体にも約600部配布。
 - ②県内各支部（17か所）の総会において、行政相談制度等について説明（予定）
- 令和7年10月に、行政書士会と行政相談委員の協働で広報イベントの開催を検討
※行政相談月間（9月及び10月）と行政書士制度広報月間（10月）内での開催
- 「行政書士記念日フォーラム」（2月）においても、広報イベントの開催を検討

【東北管区行政評価局】

宮城県災害復興支援士業連絡会（※）との間で災害時に開設する特別行政相談所への各士業会員の派遣について、連携協定を締結（次ページ）

※ 宮城県における地震等の大規模災害に対し、専門的知識及び経験を有効・機能的に生かし、防災活動、災害復興、被災地域・住民の復興支援活動を遂行することを目的として設立。参加団体は、宮城県行政書士会、仙台弁護士会、宮城県司法書士会、宮城県社会保険労務士会など、計13団体

災害時の特別行政相談活動に関する連携協定

総務省東北管区行政評価局（以下「甲」という。）と宮城県災害復興支援士業連絡会（以下「乙」という。）は、災害時の特別行政相談活動における連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県内に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が実施する特別行政相談活動に関する乙との連携について、必要な事項を定める。

（特別行政相談所の開設）

第2条 宮城県内に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合であって、甲が必要と認めるときは、相談需要等に応じ、乙の協力を得て特別行政相談所（以下「相談所」という。）を開設する。

2 乙は、必要と認めるときは、甲に対し、相談所の開設について意見を述べることができる。

（派遣の要請）

第3条 甲は、前条に基づく相談所を開設する場合、乙に対し、相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、速やかに乙の中から相談業務従事者を選出し、甲に対し回答するとともに、甲が開設する相談所に派遣するものとする。

（相談業務従事者の業務内容）

第4条 相談業務従事者は、甲が開設する相談所において、各士業の専門分野に関する相談の対応に当たる。

（守秘義務）

第5条 乙は、前条に基づく業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定の失効後においても同様とする。

（経費の負担）

第6条 第2条に基づく相談所の開設に係る経費は、甲の負担とする。ただし、相談業務従事者の派遣に係る経費（相談業務に対する報酬を含む。）は乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名の上、各自その1通を所持する。

令和7年3月27日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2番23号
総務省東北管区行政評価局

局長

乙 宮城県仙台市青葉区一番町3丁目9番18号
宮城県災害復興支援士業連絡会

会長

特別行政相談活動に係る連携強化のご提案

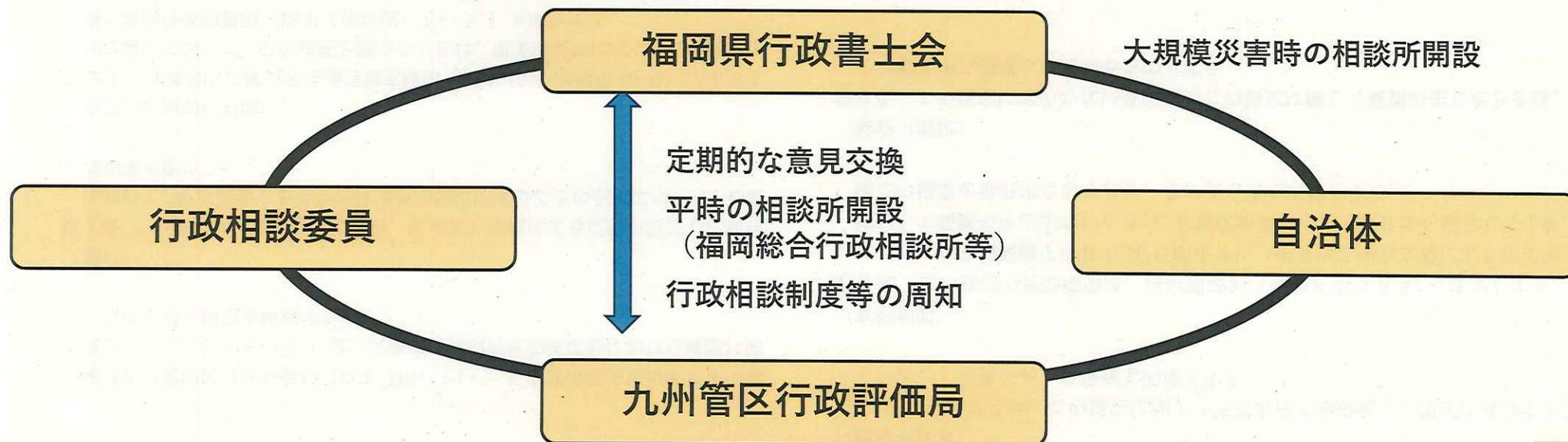
特別行政相談活動では、自治体、行政相談委員、行政書士等がワンストップで対応する「特別行政相談所」を開設。能登半島地震では、約6,500件の相談に対応。相談内容は罹災証明、住宅修理、公費解体等住宅など役所への申請を伴う内容が多数。

⇒ 県行政書士会との連携が重要

<協力をお願いしたい事項>

※九州各県の行政書士会に同様の要請を行う予定（福岡県で各県の代表の会合等があればご紹介いただきたい）

- 災害時に当局が開設する特別行政相談所に貴会会員を派遣いただくこと
- 災害時に迅速に活動できるよう上記について覚書又は協定を締結いただくこと
- 福岡総合行政相談所等を通じて、平時から連携を深め、大規模災害に備えた定期的な意見交換を実施
- 貴会の会報等に行政相談制度や特別行政相談活動について掲載いただく、貴会のイベント（フォーラム、支部会合）等において行政相談に係る周知活動を実施させていただくなど会員への行政相談の周知に協力いただくこと



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ長崎



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ佐賀



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ福岡



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ鹿児島



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ宮崎



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ熊本



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ大分



総務省

九州管区行政評価局



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ長崎



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ佐賀



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ福岡



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ鹿児島



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ宮崎



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ熊本



総務省行政相談センター

まぐみまぐみ大分



